

海老名市教育委員会

(令和6年 10月 定例会議事日程)

日時 令和6年10月18日(金)

午後3時30分 から

場所 えびなこどもセンター 2階 201会議室

【教育長報告】

【審議事項】

日程第 1 議案第 23 号 令和6年度末県費負担教職員人事異動方針について

【報告事項】

日程第 2 報告第 33 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会

令和6年度

10月定例会

【教育長報告】



1 主な事業報告

- 9月 25日(水) 教育委員会9月定例会
教育課題研究会
フルインクルーシブ教育対話の場
(手をつなぐ育成会)
大和市教育長面会
- 26日(木) 教育支援教室野外教育活動
よりよい授業づくり学校訪問(今泉中)
フルインクルーシブ教育対話の場
(肢体不自由児者保護者の会)
フルインクルーシブ教育調査研究部会
保護者負担の在り方検討委員会
- 27日(金) 最高経営会議
自治体DX戦略本部会議
SDGs推進本部会議
全国学力学習状況調査考察資料部内説明
コミュニティ・スクール研修会
- 28日(土) 今泉中学校森林整備事業式典
- 30日(月) 市議会第3回定例会本会議(閉会)
- 10月 1日(火) 朝のあいさつ運動(今泉小・今泉中)
教育委員会辞令交付式
海老名市部活動推進協議会
- 2日(水) 10月校長会議
令和7年度予算編成会議
今泉小中学校児童生徒数増に係る部内協議
- 3日(木) よりよい授業学校訪問特別版(大谷小)





- 4日（金） 県央教育長会議
海老名中事案対応
- 5日（土） 運動会（門沢橋小）
中学校総合文化祭ステージ部門（合唱）
- 6日（日） 運動会（社家小）
中学校総合文化祭ステージ部門（吹奏楽）
- 7日（月） FM世田谷ペットチャンネル出演
有馬小事案対応
- 8日（火） えびなっこしあわせプラン推進委員会
えびなの教育編集会議
架け橋プログラム推進委員会
フルインクルーシブ教育教職員との対話の場
（今泉小）
- 9日（水） 小田原市市議会議員面会
フルインクルーシブ教育教職員との対話の場
（上星小）
- 10日（木） 体育祭（有馬中）
10月教頭会議
部活動合同練習に係る協議
- 11日（金） 保護司候補者検討委員会
- 12日（土） 運動会（柏ヶ谷小、有鹿小、有馬小、
中新田小、上星小、今泉小、杉本小）
海老名市学童保育連絡協議会との語る会
- 13日（日） 海老名市民文化芸術祭開会セレモニー
大谷八幡宮例大祭
- 15日（火） 図書館を使った調べる学習コンクール審査会
フルインクルーシブ教育教職員との対話の場
（門沢橋小）
- 16日（水） 教育支援委員会
- 17日（木） 体育祭（大谷中）
海老名市フルインクルーシブ教育推進協議会
- 18日（金） 10月定例教育委員会
教育課題研究会
学校応援団連絡会
臨時校長会議





2 「人権意識」について

人の前に立って、話をしたり、その姿を見せたりする機会が多い人には、何より、人権感覚を高めてほしいと思うのです。

そのような意味では、私もそのひとりであり、時々、失敗することもあります。私なりに、言葉の選び方や振る舞いに気をつけているところではあります。

そして、私としては、職業として、こどもの前に立つ、教職員には、努めて「人権意識」に配慮してほしいと考えるのです。

「人権意識」自分も含めて、すべてのひとりひとりが、その人なりに、命の尊厳が守られ、また、その自由に平等に生きる権利が守られるということです。平たく言えば、ひとりひとりが、ひとりひとりのその人なりに生きる権利を認め、相手の立場に立って思い・考え、思いやりの心で接する、寄り添う、対応するということです。

しかしながら、現在の、私たちの生活する社会の状況はどうでしょうか。また、こどもたちとそれに係る教職員などが生活する学校の状況はどうでしょうか。

特に、私としては、職の立場として、学校の中での教職員のこどもたちへの対応の現状を危惧するところではあります。

未発達なこどもが数百人で、集団で生活・学習する学校では、こどもどうしのトラブルは、頻繁に起こり、その中で、こどもたちは、よりよい人とのかかわり方の学び、成長します。

そこで、そのトラブルの解決やそのための人とのかかわり方を支援・指導するのが教職員の大きな役割となることから、教職員が自らの「人権意識」により、こどもたちにどう対応するかが大きなカギを握ることになるのです。

こどもたちは、一日の多くの時間を見上げて過ごしている教職員（親はもちろんですが）をよく見ていて、その真似をするのです。

その言葉や振る舞いを真似するのです。

そう考えると、こどもたちが見習う身近な手本として、教職員には、自らの「人権意識」を高めるために、多くの経験と学びを積み重ねてほしいと考えるのです。ともに「人権意識」を高めていきたいものです。

以上です。

※別紙資料 教職員への便り

令和6年度「いがすたいがすた」 第6号（9月号）





いがすた いがすた

教育長だより 第6号

2024.9.30 伊藤 文康

第二学期がはじまって、一ヶ月が過ぎたところです。

目の前のこどもたちの様子は、いかがでしょうか。

みなさんご自身の体調は、いかがでしょうか。

先週あたりから、秋の風が吹いてきて、朝夕だいぶ気温が低くなりましたので、風邪など引かぬよう、季節の変わり目の体調管理には、充分に気をつけてほしいものです。

長い第二学期は、残り三ヶ月あります。あわただしい毎日が続きますが、できるだけいねいに、ひとりひとりのこどもを主役とした、学習や学校行事に取り組んでください。よろしくお願いします。

私の今の楽しみは、市中総文の合唱・吹奏楽、各学校の運動会・体育祭、新任者の授業参観、よりよい授業づくり学校訪問、小学校連合運動会です。

こどもたちとみなさんのひびきあう姿を見ることが、楽しみなのです。

さて、来月から、各学校にうかがって、「フルインクルーシブ教育対話の場」として、みなさんとの話し合いを予定しているところです。

私には、「フルインクルーシブ教育」への私の思いや考えがあるところですが、みなさんには、みなさんの思いや考え、疑問や不安があることでしょう。まずは、しっかり話し合いたいという思いです。そして、ここからはじまるということで、何より、多くのみなさんの声を聞かせていただければと思いますので、よろしくご対応ください。

このことも、私の今の楽しみのひとつです。

『立ち位置』

私たちは、こどもたちの前に立って、話をするのが、たいせつな仕事のひとつとなります。

若い頃、先輩たちから、「伊藤さん、こどもの前に立つときは、自分の立ち位置に気をつけるように！」と、よく指導されました。

私は、今でも、そのことが強く頭に残っていて、仕事上、いろいろな場面で、あいさつをしますが、まず、そこにいる人、全員の顔が見えるかを確認して、見えない場合は、見える場所に移動して、話をするようにしています。それは、聞き手への最低限の配慮だと思っています。

さて、みなさんは、一番長い時間こどもたちと過ごす教室で、どんな「立ち位置」で話をしているのでしょうか。授業を進めているのでしょうか。

そこから、こどもたち全員の顔は見えているのでしょうか。

ちょっと、自分の「立ち位置」を考え、工夫してみてください。じゃ。



議案第 23 号

令和6年度末県費負担教職員人事異動方針について

令和6年度末県費負担教職員人事異動方針について、議決を求める。

令和6年10月18日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

令和6年度末県費負担教職員の人事異動にあたり、方針を定めたいため

令和 6 年度末県費負担教職員人事異動方針について

1 概要

神奈川県教育委員会の「神奈川県公立学校教職員人事異動方針」

- 1 適材を適所に配置すること。
- 2 教職員の編成を刷新強化すること。
- 3 全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。

上記 3 項目を基に海老名市の「令和 6 年度末県費負担教職員人事異動方針」を決定したい。

2 令和 6 年度末県費負担教職員人事異動方針案

別紙のとおり

令和6年度末県費負担教職員人事異動方針（案）

海老名市教育委員会

I 海老名市方針

- 1 学校の適正な運営を確保し、教育効果の向上を図るため、年齢、経験、同一校勤務年数等からみて、各校の教職員構成の均衡が保たれるよう努める。
- 2 同一校勤務年数8～10年の者を異動対象として、学校長の本人に対する指導助言をもとに適正な配置を行う。
- 3 新規採用者については、初任校勤務年数5年を経過した時点で異動対象とする。
- 4 小・中一貫教育による教育効果の向上を図るため、校種間の異動を積極的に行うものとする。
- 5 教職員の増減等地域の実情を考慮し、他市との交流に努める。

Ⅱ 実施上の留意事項

- 1 原則として、同一校勤務３年以内の者は、異動の対象としない。但し、校種を異にする異動については、行政上特に必要な場合に限り、３年以内であっても適正配置の立場から異動の対象とする。
- 2 総括教諭については、各学校への配置数の適正化の観点から、本市人事方針「２」に限らず適正配置を行う。
- 3 本市人事方針「３」は、採用校と同一校で臨時的任用教員年数が２年以上の場合は、初任校勤務年数３年を経過した時点で異動対象とする。
採用校と同一校での臨時的任用教員年数が１年の場合は、初任校勤務年数４年を経過した時点で異動対象とする。
- 4 休職中、産休中、育児休業中、妊娠中の者及びその予定者は、異動の対象としない。
- 5 特別支援学級担当者については、学校長の指導助言をもとに適正配置を行う。
- 6 中学校においては、特に免許教科を十分考慮し、許可教科担任の解消を図る。
- 7 小学校、中学校から県立学校等（高等学校、特別支援学校）への異動については、神奈川県公立学校教員の校種間交流要綱等によるものとする。特に特別支援学校との人事交流は計画的に実施する。
- 8 県外受験者の把握とその結果と動向については、十分注意する。
- 9 市内配置換、特別支援学級の担当希望についても、県外、管内外、県立学校への異動手続と併せて行う。
- 10 勸奨退職・再任用については、充分に趣旨の周知を図り、手続を行う。
- 11 その他の事項については、神奈川県教育委員会が定めた県費負担教職員等人事異動要綱に準拠して行う。

神奈川県公立学校教職員人事異動方針

(昭和 38 年 1 月 17 日教育委員会議決)

神奈川県教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため人事異動にあたっては、次の事項を基本として、関係機関の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものとする。

- 1 適材を適所に配置すること。
- 2 教職員の編成を刷新強化すること。
- 3 全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。

令和6年度末 県央教育事務所管内教職員人事異動実施上の重点事項

R6. 9. 2-

神奈川県公立学校教職員人事異動方針（昭和38年1月17日教育委員会議決）を基盤とし県費負担教職員人事異動実施要綱を受け、県央教育事務所管内教職員人事異動実施上の重点事項を次のように定める。

- 1 教職員の人事異動を適正かつ円滑に行うため、管内5市1町1村の教育委員会の積極的な理解と協力を得、関係機関相互の連携強化を図る。
- 2 管内5市1町1村の教職員構成及び児童・生徒の増減を踏まえ、将来的な展望に基づく教職員の人事異動を推進する。
- 3 教職員の適正配置に向けて、特に次の事項について継続的・積極的に取り組みを行う。

① 教職員の適正な配置

異動に際しては、性別、年齢、資格、勤続年数等から見て、学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮すること。

また、学校管理職等に教職員の過欠状況を含めた人事上の課題についての理解を深め、教職員の適正な配置について協力を得る。

② 管内市町村間人事異動【広域人事異動の推進】

管内各市町村間での人事異動に関しては、管外異動と同じく、教育事務所長並びに受け入れ先の教育委員会・教育長等の面接を経た上で行う。

③ 校種間異動の推進

小・中学校の校種を超えた異動については、小中一貫教育による教育的効果向上の面からも積極的に行う。

また、県立学校との校種間人事を積極的に受け入れ、小・中・高等・特別支援学校教育の連携強化に努める。

④ 管内市町村間人事交流

管内の教職員人材育成、学校教育の活性化の観点から、市町村をまたいだ人事交流について、県央教育事務所管内小・中学校教員人事交流実施要領に基づき、人事交流を推進する。

⑤ 新規採用

教員の新規採用に当たっては、管内5市1町1村教委と連携を図り、当該学校及びその地域の教職員構成を検討し、清新な気風を導入するよう配慮する。

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年10月18日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

令和6年9月30日付け及び10月1日付けで人事異動を発令したため

人 事 異 動 内 訳

令和 6 年 9 月30日付け

区 分	小 計	合 計
主事補級	1 人	1 人

令和 6 年10月 1 日付け

区 分	小 計	合 計
主事級	2 人	3 人
主事補級	1 人	

令和 6 年 9 月 30 日 付

氏名	新所属	旧所属	備考
【任期付職員】			
【主事補級】			
はんざわ たえこ 半澤 妙子		教育総務課主事補	任期満了

令和 6 年10月 1 日付け

氏名	新所属	旧所属	備考
【主事級】			
ゆかわ のりき 湯川 宜樹	教育総務課主事	教育総務課主事補	昇格
ひらい ななみ 平井 七海	就学支援課主事	就学支援課主事補	昇格
【任期付職員】			
【主事補級】			
はんざわ たえこ 半澤 妙子	教育総務課主事補	教育総務課主事補	採用 (任期：令和 6 年 10月 1 日から 1 年) フルタイム